

入札参加資格登録業者(工事登録業者) 各位

契 約 検 査 課 長
(公 印 省 略)

近接工事における間接工事費等の調整の廃止について(通知)

このことについて、県通知により、土木工事標準積算基準及び建築関係工事積算基準の一部が改正され、近接工事の間接費等調整が廃止となりました。

つきましては、本市においても、下記のとおり取り扱うことといたしますので通知いたします。

記

1 取り扱い内容

県の改正に基づき、近接工事における間接工事費等の調整を廃止する。

※現工事と密接な関係がある工事において、現に履行中の契約相手に随意契約により工事を発注する場合の「随意契約における間接工事費等の調整」は引き続き適用されます。

2 適用時期 平成 25 年 3 月 25 日以降の公告案件から適用

3 入札公告文の変更

(変更前)

入札公告文「22 その他」の②

近接工事のある者が落札した場合は、速やかに間接費の調整(工事請負額の減額変更)を行う。この場合における前払金の請求については、減額変更契約締結後に行うことができるものとする。

(変更後) 上記文を削除

事務担当

市契約検査課入札契約グループ

電話 39-1217